

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 富山県

農業委員会名： 富山市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年6月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	6,570
自給的農家数	1,804
販売農家数	4,766
主業農家数	348
準主業農家数	955
副業的農家数	3,463

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	18,671
女性	9,375
40代以下	7,389

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	374
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	16
農業参入法人	13
集落営農経営	121
特定農業団体	0
集落営農組織	121

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	12,200	905	-	-	-	13,105
経営耕地面積	10,424	478	308	170	-	10,902
遊休農地面積	-	-	-	-	-	45
農地台帳面積	14,048	1,892	1,723	169	-	15,940

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 3年 3月 31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	23
認定農業者	-	16
認定農業者に準ずる者	-	-
女性	-	1
40代以下	-	1
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	45	40	15

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和元年12月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	13,105 ha	4,297 ha	32.7%
課 題	農業従事者の減少及び高齢化等に伴う耕作者の不在等による農地の荒廃や、耕作に不利な農地、特に中山間地域等にある農地の分散等が、農地集積化の阻害要因となっている。また、当該地域における農業者と、地域外からの担い手等との協力体制(水路・農道等共同利用施設の使用や鳥獣被害対策等)の確立が容易ではないことも阻害要因となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 4,501 ha (うち新規集積面積 204 ha)
活動計画	目標設定の考え方: 直近5年間(平成27年度～令和元年度)の流動化面積の平均面積により目標を設定 効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう、富山市担い手育成総合支援協議会等の関係機関と連携して、各地域で開催されている研修会や相談会等を通じ、担い手への農地の集積化や集約化を推進する。(4月～翌年3月) また、農地の利用集積活動が円滑に実施できるよう、「人・農地プラン」等に基づき、各地域の認定農業者・集落営農組織・法人経営等の担い手の活動エリアを定める等、助言・指導を実施するとともに、農地中間管理機構を活用して、優良農地の確保等を実施し、農地の利用集積化を図る。(4月～翌年3月)

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	16 経営体	6 経営体	6 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	167.3 ha	73.4 ha	12.9 ha
課 題	農業をとりまく環境の変化や、農業者の高齢化・後継者不足等により、担い手不足が深刻な問題となっている。農業の維持及び発展のためには、次代の農業を支える意欲ある新規就農者の育成や女性の農業参画の推進、AIやロボット技術などの最先端技術を活用し農作業の省力化を図るなど、農業に携わる幅広い人材の育成による担い手の創出・確保を図る必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	9 経営体	参入目標面積	84.4 ha
活動計画	富山市担い手育成総合支援協議会等が実施する、新規参入希望者を発掘するための就農啓発活動や、新規参入者等に対する一体的な支援策を講じる体制の構築に協力し、地域農業の基幹的担い手として安定的な経営展開ができるような新規参入者の育成等を実施。(4月～翌年3月)		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年1月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	15,967 ha	45.1 ha	0.28%
課 題	農業者の高齢化、農業に従事する後継者不足、土地持ち非農家の増加及び農地所有者の死亡、さらには中山間地域における不利な取水条件や鳥獣被害、土砂災害等による耕作に対する意欲の低下等が遊休農地を増加させる傾向にあり、既存の担い手への農地集積のさらなる推進や新たな担い手の育成及び確保のための総合的施策が必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2 ha			
	目標設定の考え方: 新たな担い手の育成及び確保等により、耕作の再開に結実させる農地面積であり、前年度実績により設定			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		65	6月～8月	6月～翌年3月
	農地の利用意向調査	前年度からの調査対象農地について、事務局で資料等を作成し、その資料を参考に農業委員及び農地利用最適化推進委員が、調査対象農地や担当区域内のそれ以外の農地についても調査を実施するものとする。 5月: 調査日程及び調査方法の協議・決定 6月: 調査担当地域の資料作成、委員への説明 6月～8月: 調査対象農地及びその他の農地に対する現地調査		
		実施時期	調査結果取りまとめ時期	
その他	9月～11月	9月～翌年3月		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年1月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	13,105 ha	0.8 ha
課 題	違反転用農地等については、原状回復の指導等を実施しても、違反転用状態の解消に至らない事案が大部分を占めている。また、農地利用状況調査等による違反転用農地の早期発見・早期解消指導や、広報活動等による違反転用防止の周知等が必要である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活 動 計 画	①違反転用の発生防止等の活動 6～8月: 農地利用状況調査にあわせた違反転用農地の早期発見・早期解消指導等を実施 4月～翌年3月: 農業委員・農地利用最適化推進委員等による農地パトロール等にて、違反転用農地の早期発見・早期解消指導等を実施 ②違反転用農地の解消等へ活動 農地法第51条に規定する処分等に基づく、原状回復等の指導等は実施困難であるが、農地利用状況調査等にあわせて、所有者等に解消指導等を実施する。 (4月～翌年3月)
---------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入